

令和 3 年度

香川県森林審議会議事録

令和 3 年 12 月

香川県森林審議会

令和3年度 香川県森林審議会議事録

1 開催日時 令和3年12月20日(月) 14時00分～15時25分

2 開催場所 香川県社会福祉総合センター7階 特別会議室

3 出席者等

(1) 出席委員

石川恭子	伊藤文紀	大西えい子
勝浦敬子	川口洋子	栗田隆義
白井章江	竹内千幸	東川政富
樋口浩良	増田拓朗	松浦玲子
道久工	宮本欣貞	

14名中14名出席(五十音順)

(2) 欠席委員

なし。

(3) 事務局

環境森林部	部長	木村士郎
環境森林部	次長	植松和弘
みどり整備課	課長	竹本雅晴
みどり整備課	副課長	藤崎健治
みどり整備課	課長補佐	渡部剛
みどり整備課	課長補佐	井上嘉久
みどり整備課	主任	阿部佑平
みどり整備課	主任	松下公三朗
みどり整備課	技師	西岡瞳
みどり保全課	課長	笠井正宏
みどり保全課	副課長	神高洋一
みどり保全課	課長補佐	山津宙行
小豆総合事務所	環境森林課長	片岡義博
東部林業事務所	所長	山本寛
西部林業事務所	所長	高尾勇一郎
森林センター	主席指導員	鴨川美和子

4 議事録署名委員指名

審議会運営要綱第5の規定に基づき、樋口議長が大西委員と勝浦委員を指名した。

5 会議に付した議案及び報告案件

(1) 第1号議案 香川県森林審議会会長の選任等について

(2)第2号議案 香川地域森林計画の変更について

(3)報告案件

・保安林転用解除及び林地開発許可状況について

6 会議に付した議案の審議結果

(1)第1号議案 香川県森林審議会会長の選任等について

○ 森林法第71条の規定に基づき、委員の互選により樋口委員が会長に選任された。

○ 森林法施行令第7条の規定に基づき、会長が新しく就任した委員の所属部会を指名した。

[森林転用調整部会]部会長 増田拓朗

部会委員：川口洋子、栗田隆義、白井章江、大西えい子、東川政富、樋口浩良

[森林病虫害等防除部会]部会長 伊藤文紀

部会委員：石川恭子、道久工、竹内千幸、勝浦敬子、松浦玲子、宮本欣貞

(2)第2号議案 香川地域森林計画の変更について

香川地域森林計画書（変更）案は、原案のとおり議決された。

7 議事の経過

別紙のとおり

<p>司会 (藤崎副課長)</p>	<p>定刻が参りましたので、ただいまから、香川県森林審議会を開催いたします。</p> <p>本日、会議の進行を努めさせていただきます、みどり整備課の藤崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>開会にあたりまして、木村環境森林部長より御挨拶申し上げます。</p>
<p>木村部長</p>	<p>香川県環境森林部部長の木村でございます。</p> <p>開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃から、本県の森林・林業行政をはじめ、県政各般にわたり、格別の御理解と御協力を賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。</p> <p>当審議会は、知事の諮問を受け、地域森林計画の樹立又は変更、林地開発の許可に関する事項、保安林の指定・解除に関する事項、森林病虫害等の防除に関する事項などを審議いただく、森林法に基づく重要な機関でございます。</p> <p>御承知のように、森林は、山地災害の防止や水源の涵養、二酸化炭素の吸収源など多様な公益的機能を有しており、私達の暮らしに欠かせない大切な役割を担っております。</p> <p>県では、本年10月に、森林をはじめとする「みどり」に関する施策の基本方針となる「香川県みどりの基本計画」を策定し、「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」を基本目標に掲げ、「森林整備と森林資源循環利用の推進」、「暮らしを支えるみどりの充実」、「県民総参加のみどりづくり」の3つを基本方向として様々な施策の推進に取り組むこととしております。</p> <p>こうした中、本日、御審議をいただく「香川地域森林計画」は、全国森林計画に即して、本県の森林に関する施策の方向性や、地域特性に応じた整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町の計画策定の指針となる、計画期間を10年とする計画であり、昨年12月に策定、本年4月から計画期間が始まったところですが、国において6月に新たな森林・林業基本計画の策定及び全国森林計画の変更が、9月に森林計画制度の運用見直しがあったこと、また、県の調査により計画の対象森林の現況に変動があったこと等を踏まえ、当該計画の内容を一部変更しようとするものです。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、専門的なお立場から忌憚のない御意見を賜りますよう、御審議のほど、よろしくお願いいたします。開会に当たりましての私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>

司会
(藤崎副課長)

まず初めに、2名の委員に交代がありましたので、新しく御就任された委員の御紹介をさせていただきます。

香川県森林組合連合会の木村委員が当該連合会の役員を退任されたことに伴い、新たに香川県森林組合連合会 代表理事専務 道久様に御就任いただいております。

香川大学教育学部教授の妹尾委員が関東の大学に転任されたことに伴い、新たに香川大学教育学部 特命教授 大西様に御就任いただいております。

本日御出席いただいております委員は、14名全員でございます。当審議会運営要綱の3に規定しております定足数の過半数を満たしておりますので、本会が成立していることを御報告いたします。

議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしておりますのは、

- 次第
- 配席図
- 委員名簿
- 森林審議会運営要綱
- 森林審議会の根拠法令等

また、審議会資料としましては、

- 香川地域森林計画書（変更）案
- 資料1 香川地域森林計画の変更について
- 資料2 香川地域森林計画書新旧対照表
- 資料3 令和3年度香川県森林審議会参考資料
- 資料4 林道計画位置図
- 資料5 用語解説
- 資料6 保安林転用解除及び林地開発許可状況

それらに加え、別途お配りしている「主伐時における伐採・搬出指針」、また、12月13日付で香川県知事から当審議会の会長宛に諮問いたしました「香川地域森林計画の変更について（諮問）」が1枚ございます。不足している資料がございましたら、お申し出ください。

なお、会次第議事にあります「香川地域森林計画の変更について」に関して、森林法第6条第3項の規定により「知事は、地域森林計画の案について、森林審議会の意見を聴かなければならない」とされておりますことから、12月13日付けで、香川地域森林計画（変更）案について、知事から審議会に対し、諮問させていただきました。

<p>司会 (藤崎副課長)</p>	<p>それでは、議事に入らせていただきます。 第1号議案「香川県森林審議会 会長の選任等について」であります。 昨年度、会長を務めていた木村委員が審議会委員を辞任されましたので、森林法第71条「森林審議会の会長は、審議会委員が互選した者をもって充てる。」の規定により、会長の選任をお願いしたいと思います。</p>
<p>東川委員</p>	<p>委員の互選により会長を選任するということですが、今回は会長の御経験のある樋口委員さんをお願いしたらと思います。</p>
<p>司会 (藤崎副課長)</p>	<p>ありがとうございます。ただいま、東川委員から、樋口委員を御推薦いただきましたが、皆様いかがでしょうか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>司会 (藤崎副課長)</p>	<p>異議がないようですので、樋口委員に会長をお願いしたいと思います。樋口会長、会長席にお移りいただき、御挨拶をいただきたいと存じます。</p>
<p>樋口会長</p>	<p>只今ご指名いただきました香川県木材協会の樋口でございます。何分不慣れではありますが、御協力をよろしく願いいたします。</p>
<p>司会 (藤崎副課長)</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>樋口会長</p>	<p>当審議会には、運営要綱第8の規定に基づき、「森林転用調整部会」と「森林病虫害等防除部会」の2つの部会が設置されています。 各委員の所属部会の指名につきましては、森林法施行令第7条の規定に基づき会長が定めることとなっております。新たに御就任いただいた委員の所属部会について、樋口会長から指名をお願いします。</p>
<p>樋口会長</p>	<p>それでは、規定により私の方から指名させていただきますので、事務局から所属部会一覧の配布をお願いします。</p> <p>大西委員におかれましては、「森林転用調整部会」の委員をお願いしたいと思います。</p> <p>道久委員におかれましては、「森林病虫害等防除部会」の委員をお願いしたいと思います。</p> <p>それぞれのお立場で御審議を賜りたいと存じますので、よろしくお願い致します。</p>
<p>司会 (藤崎副課長)</p>	<p>以上で、第1号議案「香川県森林審議会 会長の選任等について」は終了いたしました。本審議会の公開、非公開については、森林審議会公開要領の第2に「審議会は、原則公開とする。」と規定されておりますので、第2号議案以降の審議につきましては、公開とさせていただきます。</p>

<p>司会 (藤崎副課長)</p>	<p>本日の審議会の開催を一般の皆様には周知いたしましたところ、傍聴希望者はいないことを報告申し上げます。</p> <p>それでは、第2号議案からの議事進行につきましては、当審議会運営要綱の2に「会長が会議の議長となる。」と規定されておりますので、樋口会長にお願いいたします。</p>
<p>樋口会長</p>	<p>それでは早速ですが、私の方で議事を進めさせていただきます。</p> <p>まず、第2号議案の審議に入ります前に、当審議会運営要綱の5に基づき、本日の審議会の議事録に署名していただく委員を指名させていただきます。</p> <p>恐れ入りますが本日は勝浦委員と大西委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、香川県知事より諮問を受けております議案の「香川地域森林計画の変更について」審議に入りたいと思います。 事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (竹本課長)</p>	<p>それでは、議案「香川地域森林計画の変更について」御説明いたします。</p> <p>お手元の資料1「香川地域森林計画の変更について」を御覧ください。</p> <p>1 ページ目の「1 香川地域森林計画の位置付け」についてですが、全国的な計画として森林・林業基本法に基づき、我が国の森林林業施策の基本的な方針を定める森林・林業基本計画と、森林法に基づき、森林・林業基本計画に即して農林水産省が策定するより具体的な数値目標等を設定した全国森林計画があります。</p> <p>この全国森林計画に即して、国有林については森林管理局が地域別の森林計画を策定し、民有林については都道府県が地域森林計画を策定することとなっております。また、都道府県の地域森林計画に沿って市町村が市町村森林整備計画を策定することとなっております。</p> <p>都道府県の地域森林計画は、森林法第5条第1項の規定に基づき、10年を1期とする計画を5年ごとにたてることとなっており、伐採・造林・林道・保安林の整備目標等を定めるとともに、市町村森林整備計画の指針となるものです。</p> <p>現行の香川地域森林計画は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間の計画となっております。</p> <p>続いて、「2 香川地域森林計画の変更理由」を御覧ください。</p> <p>本年6月、国において、2050年カーボンニュートラルを見すえた豊かな社会経済を実現するため、新たな森林・林業基本計画が策定されるとともに、全国森林計画が変更され、また、本年9月には、適正な伐採と更新の確保を図るため、国が定める森林計画制度の運用の見直しも行われました。</p>

事務局
(竹本課長)

これに伴い、香川地域森林計画の内容を変更するとともに、本年度の調査により、計画の対象とする森林区域面積等の変更が生じたことから、森林法第5条第5項の規定に基づき、変更を行うものであります。

2 ページ目の「3 新たな森林・林業基本計画の概要」を御覧ください。

香川地域森林計画を変更する要因となった国の計画策定、森林計画制度の見直しの内容について、説明いたします。

まず、本年6月に政府が策定した、新たな森林・林業基本計画につきましては、(1)の基本方針として、森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現することが大きな方針となっており、森林資源の持続的な利用を一層推進することと、社会経済生活の向上を図ることなどが定められております。

(2)の目標につきましては、森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林の状態が提示されるとともに、林産物の供給・利用に関して、10年後の国産材の供給・利用量を令和元年度実績の約1.4倍にすることを目指すとされております。

3 ページの「4 全国森林計画(変更)の概要」を御覧ください。「森林・林業基本計画」に即して、「全国森林計画」が変更されております。

主な変更事項としましては、(1)に記載のとおり、森林資源の循環利用のために、木材生産機能維持増進森林における再造林を促進することや、林地の保全に留意した適切な伐採・搬出を確保することが追加されております。

また、(2)に記載のとおり、伐採立木材積や造林面積などの各種計画量も変更されております。

「5 森林計画制度の見直しの概要」を御覧ください。全国森林計画等の変更に合わせて、森林計画制度の見直しが行われています。

主な見直しの内容としては、まず、(1)適切な伐採の確保を図るため、地域森林計画に伐採上限量を参考資料として掲載し、今後の伐採量水準の検討などに活用するとともに、国が示した「主伐時における伐採・搬出指針」に基づいた伐採・搬出作業を促すため、市町村森林整備計画に、当該指針に基づいた伐採・搬出の方法を位置づけることとなりました。

次に、(2)適切な更新の確保を図るため、木材生産機能維持増進森林の区域の中に、「特に効率的な施業が可能な森林」を設定し、当該森林では植栽による確実な更新を促すとともに、市町村森林整備計画において、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を記載することとなりました。

このような国の計画や制度改正に適合したものとなるように、香川地

<p>事務局 (竹本課長)</p>	<p>域森林計画の変更が必要なことから、その手続きについて説明いたします。</p> <p>「6 香川地域森林計画の変更の手続き」を御覧ください。</p> <p>(1) 計画(変更)案の作成及び公告・縦覧については、森林法第5条第5項の規定に基づき作成した香川地域森林計画(変更)案について、県民の意見を聴くため、森林法第6条第1項の規定に基づき、令和3年11月5日から令和3年12月6日までの約30日間、本計画書(変更)案を公衆の縦覧に供しました。</p> <p>(2) 各市町・森林管理局への意見聴取については、関係機関の意見を聴くため、縦覧期間が満了した後、森林法第6条第3項の規定に基づき、県内全市町及び国有林を管轄する四国森林管理局などに意見照会を行いました。</p> <p>こうした手続を経て、香川地域森林計画(変更)案をまとめ、森林審議会に諮問したものであり、本日、御審議いただくものでございます。香川地域森林計画(変更)案の具体的な内容については、担当から説明させていただきます。</p>
<p>事務局 (渡部課長補佐)</p>	<p>それでは、香川地域森林計画(変更)案について御説明いたします。</p> <p>資料1の4ページ目、「7 香川地域森林計画(変更)の概要」を御覧ください。</p> <p>計画事項のうち、現行の計画との変更点について御説明いたします。</p> <p>1点目は、(1) 森林計画制度の見直しに伴う変更についてです。</p> <p>まず、アの記載内容の修正につきまして、主な点としては、表の一番上の番号1の項目になりますが、計画書の中に「立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針」という項目があり、ここに、国が定めた「主伐時における伐採・搬出指針」に示された伐採方法をふまえる旨を追記しております。</p> <p>「主伐時における伐採・搬出指針」につきましては、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地の崩壊等の発生に対して県民の関心が高まっている状況にあり、立木の伐採・搬出に当たっては、土砂の流出等を未然に防止し、林地の保全を図る必要があることから、令和3年3月に国が制定したものです。林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき伐採の方法や集材路の施工、伐採から集運材までの作業上の配慮、事業実施後の整備など、最低限の事項が示されていることから、この指針を踏まえることを本計画書に追加するものです。</p> <p>次に、番号2「人工造林に関する指針」の項目についてです。</p> <p>全国的に、成長の優れた苗木の確保や森林施業の省力化・効率化の取</p>

事務局
(渡部課長補佐)

組みが進められていることから、この項目において、低密度植栽の導入に努める旨を追記しております。

番号3「天然更新に関する指針」の項目についてです。

天然更新では、前生稚樹の生育状況や母樹の存在なども適確な更新が図られるか重要な観点であることから、天然更新にあたっては、そういった森林の状況も考慮する旨を追記しました。

番号4「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」の項目においては、当該森林の所在だけでなく、基準を市町村森林整備計画で定める旨を追記しております。

番号5「保育の標準的な方法に関する指針」の項目においては、これまで、下刈りに関して備考欄に、「回数は毎年1～2回程度」と記載していましたが、森林施業の省力化・効率化を図る観点から、「植栽後の生育状況等を踏まえ、実施回数や実施期間を判断する」と追記しております。

番号6「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針」の項目においては、特に効率的な施業が可能な森林として、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで林道や集落からの距離が近い森林を区域設定の基準とするとともに、その区域の施業方法を追記しております。特に効率的な施業が可能な森林の区域設定につきましては、市町村森林整備計画で行うことになっております。

番号7「林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方」の項目においては、「効率的な森林施業や木材輸送等への対応の視点を踏まえ、林道等の開設及び改良を推進する」という記載内容に修正しております。

番号8「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」の項目においては、傾斜区分や作業システムに応じた路網密度の水準を記載していましたが、6月に変更された全国森林計画で示された路網密度の水準に合わせ、数値を修正しました。

番号9と11の「林産物の搬出方法」に関する項目においては、国が定めた「主伐時における伐採・搬出指針」に示された搬出方法をふまえる旨を追記しております。

番号10「林業に従事する者の養成及び確保に関する方針」の項目においては、林業従事者の通年雇用化や、持続可能な経営を実現できる林業経営体の育成を図る取組みを進めることが重要であることから、その観点から記載内容を修正しました。

事務局
(渡部課長補佐)

番号12の「土地の形質の変更に当たって留意すべき事項」においては、開発に関する昨今の動向を踏まえ、太陽光発電施設の設置にあたり開発行為の許可基準の適正な運用に努める旨を追記しております。

番号13の「治山事業の実施に関する方針」についてです。

「流域治水」を推進する取組みの一つとして治山対策等が明示されるといった国の森林行政の動向を踏まえ、この項目において、「流域治水の取組みと連携し、浸透・保水機能を維持・向上させる対策に取り組む」旨を追記しております。

次に、イの新たに追加した項目としては、(附)参考資料に「持続的伐採可能量」を追加しました。

これは、近年、全国的に主伐量が増加している中で、全国的には十分な成長量と森林蓄積を維持していますが、地域によっては主伐量と再生林の取組状況に大きなばらつきが生じており、地域ごとに森林資源の保続を考えていく必要があることから、森林資源の保続に必要な伐採上限量を、新たに参考資料として掲載するものです。

現行計画との変更点の2点目は、森林計画区域面積等の変更についてです。

資料1の5ページ目、(2)計画区域面積等の変更を御覧ください。

本年度、小豆森林調査区を中心に森林簿の見直しを実施し、地籍調査の結果や、現況調査の結果、並びに林地開発等の完了による森林以外への転用などを反映させて、地域森林計画対象民有林面積の修正を行った結果、現行計画において79,229haであった森林面積が79,245haとなり、16ha増加しております。

市町ごとの面積及びその増減については、【参考】「計画対象森林面積対比表」にまとめております。

現況調査により、森林の面積が精査された結果を今回の調査で反映させたことが、面積が増加した主な要因です。

現行計画との変更点の3点目は、計画量の変更についてです。

資料1の6ページ目、(3)計画量の変更を御覧ください。

国が策定している全国森林計画の変更等に伴いまして、表のとおり、造林、林道、治山事業の計画量を変更しております。

人工造林面積および天然更新面積の計画量に関して、全国森林計画の変更により、香川地域森林計画の割当量に変更されたことに伴い、計画量が減少しております。

また、林道および治山事業に関しては、今後の事業予定をふまえて変更を行っております。

以上が、香川地域森林計画について、現行計画との主な変更内容です。その他の、変更計画と現行計画との変更点につきましては、資料2の「香川地域森林計画書 新旧対照表」で御確認ください。

事務局 (渡部課長補佐)	<p>以上のような内容で、別冊の「香川地域森林計画書（変更）案」を作成し、本審議会に提案させていただいております。</p> <p>なお、資料3及び4については、本審議会の開催の都度、配付させて頂いている参考資料でございますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上をもちまして、香川地域森林計画の変更についての説明を終わります。</p>
樋口会長	<p>ただ今、事務局から説明がありました内容について、御意見、御質問がありましたら、御発言いただきたいと思っております。</p>
伊藤委員	<p>資料1の6ページの最後の、計画量の変更について、天然更新の面積が非常に大きく変わっているようですが、その理由を教えてくださいと思います。</p>
事務局 (竹本課長)	<p>天然更新の面積につきましては、国からの割り当てに応じて変更いたしました。</p>
伊藤委員	<p>特に県の事情が何か大きく影響したということではないのでしょうか。</p>
事務局 (竹本課長)	<p>県の事情が影響したわけではございません。</p>
白井委員	<p>4ページ目の12番の太陽光発電の設置について、変更計画に「適切な運用を行う」と書いてありますが、適切な運用というのは、何か細則等で決めているのでしょうか。</p>
事務局 (竹本課長)	<p>太陽光発電施設を設置する場合は、森林法の基準や林地開発許可のような手続きを守り、災害が起きないように適切な事業を行うよう指導するということを定めております。</p>
東川委員	<p>香川地域森林計画書（変更）案の11ページについて、教えてくださいと思います。</p> <p>「人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下の表を目安として定める」と書かれてあります。その下に、立木の標準伐期齢に関する指針があり、「標準伐期齢に達した時点での伐採を義務づけるものではない」と書かれており、例えばスギが35年、ヒノキが40年とあります。</p> <p>一般建材や柱材など用途により、要求される太さが変わってきます。大径材、例えば梁や桁のような大きい建材ですが、期待される径級は28cmとありますが、28cmでは梁や桁は取れません。それから、伐採の目安としては70年とあり、香川県のヒノキの場合、特に成長が遅く、70年経てば28cmは確保できると思いますが、梁や桁材は取れないと思います。一方、柱材については、期待径級が23cmもなくとも16cmから20cmあれば</p>

東川委員	4 寸角の柱土台は取れると思います。50 年生で、香川県のヒノキもそれぐらいの成長は見込めるとは思います。伐採の目安と標準伐期齢との年数の違いについて教えていただきたいと思っています。
事務局 (竹本課長)	地域森林計画は資源計画であり、標準伐期齢は、最大限森林資源を利用していくという考え方の中で、樹種ごとに、計画案で示している標準伐期齢で伐って利用していくと、収穫量が最多となるのではないかと推定したものです。標準伐期齢は、資源を有効的に活用するための指標でございます。東川委員がおっしゃったように、目的によって適正な林齢があり、それらは各経営者や地域で定めています。これは、林業的な生産目標や、経営者の経営目標等を考えながらどこに育てていくかを決めており、経営計画では、標準伐期齢より適正伐期齢を重視しています。これに合わせて補助制度があります。
樋口会長	国の方ではどうでしょうか。
竹内委員	国においても、地域ごとに標準伐期齢と施業上の伐採林齢を定めております。
樋口会長	ありがとうございます。 確かに建築の構造材の取り方については、28cm では細く、もう少し太い方がいいという感じはあります。 他にございませんか。
勝浦委員	変更案の 22 ページ、林業に従事する者の養成及び確保に関する方針に関して、「林業に従事する者の養成をする」と書いており、その中に森林プランナーの育成というのがありますが、そういった人を養成する施設はあるのでしょうか。また、それは企業がやっているのでしょうか。
事務局 (竹本課長)	森林施業プランナーの育成というのは、ある程度森林の経営経験がある方を対象に、効率的な施業を計画できる林業の中核となる人材へと育てることです。本県の対応状況としては、技術の向上のための研修をしたり、資格を取るための支援をしたりして、森林施業プランナーの育成を図っています。全国的には林業に関する教育機関があるが、香川県は林業が盛んではないため、経験者を再教育するなどしながら、森林施業プランナーのような指導ができる立場の方を森林センターなどで集中的に研修をするなどして、養成しております。
樋口会長	道久委員、追加で何かありませんか。
道久委員	竹本課長が言ったように、「林業労働力確保支援センター」と協力して人材育成支援を行っています。

樋口会長	他にございませんか。
増田委員	<p>変更計画案 22 ページの林業従事者の養成に関して、賃金体系の改善や就労条件の改善等を図ることが、非常に重要であると考えます。若い人が林業に興味を持って参入してくれるが、日給制のため、雨が降って仕事がなかったら賃金もないため、結婚して子供ができるとなると、これでは家族を養えないことから離職していくということもあるようです。難しいと思いますが、ぜひ就労条件の改善を、力を入れて進めていただければと思います。</p>
樋口会長	<p>他にございませんか。</p> <p>それでは、本日の審議を踏まえて、香川県地域森林計画変更の内容につきまして、御異議はないようでございますので、案のとおり承認させていただき、その旨、香川県知事に答申したいと存じます。</p>
樋口会長	<p>続きまして、地域森林計画に関わる今後の手続きについて、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (渡部課長補佐)	<p>承認いただきました「香川地域森林計画書（変更）案」につきましては、今後、農林水産大臣への協議を行い、大臣の同意を得て、12 月末までに香川地域森林計画を決定し、公表する予定です。</p>
樋口会長	<p>続きまして、議題 3 報告案件の「保安林転用解除及び林地開発許可状況について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (山津課長補佐)	<p>保安林転用解除及び林地開発許可状況について御説明申し上げます。森林審議会森林転用調整部会の運営方針の規定により、国または地方公共団体によって行われるものを除いたものが、審議の対象となっております。</p> <p>また、審議の対象となる民間事業者によって行われる転用案件のうち、保安林の転用解除面積が 1ha 未満の事案及び林地開発許可面積が 5ha 未満の事案については、個別審議を省略させていただき、解除及び許可の決定後に開催する会議、今日の本会議ですが、この中で報告をすることとなっております。</p> <p>まず初めに、前回報告した令和 2 年 12 月 5 日から本日まで、保安林の転用解除、林地開発許可ともに、個別審議の対象となる案件がなかったことについて、御報告いたします。</p> <p>続いて、個別審議を省略した案件について御報告いたします。 資料 6 の保安林解除及び林地開発許可状況の資料を御覧ください。 まず、1 の保安林の転用解除の状況については、今回、民間事業者による保安林の転用解除が無かったことから、報告事項はありません。</p>

<p>事務局 (山津課長補佐)</p>	<p>次に、2の林地開発許可状況については、①のとおり民間事業者に対する許可を、この1年間で37件行っています。許可した開発森林面積は、累計で221.6670haとなっております。②の市町別、目的別内訳の表のとおり、開発箇所は、高松市など6市5町であり、目的別の内訳としては、土石の採取、いわゆる採石事業ですが、24件、その他は事業場があり、この事業場には、廃棄物処分場、残土処分場および太陽光発電施設の場所というような内訳となっております。</p> <p>続きまして、裏面の林地開発許可一覧を御覧ください。表の左の欄から、許可事業者、開発場所、開発森林面積、開発の目的・許可期間を記載しております。また表の上から順番に、林地開発許可について許可処分を行った順で記載をしています。これらのうち、昨年の12月5日から本日までの間、新規で許可したものは、25番、27番、29番、34番、35番の5件となっております。その他については、一番右欄の摘要のところに記載しており、主に許可期間の延長を目的とした更新のための許可と、内容の一部変更のための許可となっております。</p> <p>次のページについて、これらの林地開発許可の位置を表示していますので、御参照いただければと思います。なお、現在開発が施工中である林地開発許可の件数は、全部で73件あり、開発森林面積は約485haとなっており、それらのうち、約7割の53件が採石事業を目的としたものとなっております。</p> <p>今後も引き続き、保安林解除と林地開発について、適切に審査を行った上で、適正な執行に努めていきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>樋口会長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありました内容について、御質問および御意見がございましたら、お願いします。</p>
<p>増田委員</p>	<p>熱海で土砂災害があったため、全国で残土埋立地の調査をされたようですが、香川県ではどのような状況でしょうか。</p>
<p>事務局 (山津課長補佐)</p>	<p>7月の熱海の土砂災害を受け、香川県では7月中に盛土のある現場の緊急点検を行いました。これは森林の関係と、土木部の河川や建築関係および農地関係の課と合同で調査を行ったものです。森林において、現在稼働中である箇所で盛土を行っている、みどりの条例で1万m³以上の土砂埋め立て等の事業を行っている箇所のうち、土砂災害警戒区域等に影響を与える可能性がある8件につきまして、緊急に点検を行い、盛土が適正に行われているか、災害の危険性がないかなどについて、職員が現場へ行き、目視で点検をして、異常がないことを確認しました。</p> <p>それから8月に、国から各都道府県へ盛土現場の点検の依頼がござい</p>

事務局 (山津課長補佐)	まして、香川県においても、点検箇所を抽出した 419 ヶ所のうち、最終的に点検が必要になった盛土箇所は 369 ヶ所となっております。これについて点検を行い、災害の危険性がないことを確認して、11 月末までに国へ報告を完了しています。
樋口会長	他にございませんか。 特に御意見のないようでございますので、続きまして、「3 その他」につきまして、事務局から何かございませんか。
事務局 (渡部課長補佐)	事務局からは、特にございません。
樋口会長	委員の皆様、議事以外でも構いませんので、何かありませんでしょうか。
樋口会長	大西委員、何か質問はありませんか。
大西委員	資料の中に保安林のしおりというのがあり、漫画形式で子どもたちにも、森林の大切さを伝えられているということがよく分かりました。 私は、今は大学に勤務しておりますが、小学校にも長く勤務しており、この森林審議会に関わらせていただくことになって一番に頭に浮かんできたのが、小学 5 年生の国語の説明文で出てきた森林の贈り物という教材です。その中で、日本は森の国であり、森林が、先祖からのかけがえのない遺産であることや、森林を育てる仕事の素晴らしさや森林の尊さを考えていかなければならないという方向で進められていることによって、子どもたちがたくさん学んでいます。それらをきっかけにして、環境問題に興味をもつ子どもが増えました。このように、良い教材をもとに、森林の大切さについて、子どもたちや学生たちと共に真剣に考えていければと思っております。
樋口会長	松浦委員、何か御意見ございませんか。
松浦委員	最近各地で、イノシシやサルなどが、里山の方におりてきているとよく聞きます。また、高齢化により、耕作地が放棄され荒れてきておりますが、そういうところが森林化することはあり得るのでしょうか。
事務局 (笠井課長)	荒れた農地を森林にするというお話がありました。最近、イノシシ、シカ、サルのような有害鳥獣の被害が増えています。被害の減少のためには、イノシシなどが、集まってくるような状況をなるべく避ける必要があります。我々が常々、地域の方をお願いしていることは、果物や野菜などを作って、ある程度熟したものは、落ちたまま、或いは木にぶら下がったままにせず、適切に処分してくださいということです。地域を挙げて

<p>事務局 (笠井課長)</p>	<p>作物の管理をして、イノシシなどを寄せ付けないようにと伝えています。松浦委員から御指摘のあった森林化については、みどり保全課としては現状を十分には把握しておりません。イノシシが住む山と人間が住む住宅地の境界に森林があった場合、イノシシの隠れ家になることもありますので、隠れ家になるような森林ではない必要があると思います。</p>
<p>事務局 (竹本課長)</p>	<p>里山に関して、みどり整備課では、竹林や広葉樹林の整備について、補助金を出しております。竹林の整備については、放置された竹林が広がらないように、樹種転換する事業を行っております。また、広葉樹林の整備については、伐って広葉樹の更新を図るような里山整備、耕作放棄地については、農地であれば農地法がかかっておりますが、農地転用許可や非農地証明をする場合には、造林補助金を出してスギやヒノキ或いは他の広葉樹に転換する事業を行うなど、色々な施策を展開しております。</p>
<p>樋口会長</p>	<p>続きまして、川口委員、何か御意見ありますでしょうか。</p>
<p>川口委員</p>	<p>今配っていただいた資料のように、ウッドショックの影響で木材が手に入らないという問題がありますので、安定的に国産材が山側から供給され、大工さんが注文したらすぐに国産材が確保できるなどの仕組みづくりをお願いしたいと考えています。乾燥材のストックなど色々な問題があると思いますが、これからの課題として、もう少し皆で協力し合い、山側にお金が落ちるような、そういうシステムを今後考えていければと思います。</p>
<p>樋口会長</p>	<p>配布資料にもあるとおり、私の業界ではウッドショックの影響で今年は非常に厳しく、外材の輸入が不足したことで、値段が上がり、外材に代わり国産材を使いましたが、国産材も逼迫してきています。特に、7月頃から原木自体の値段が非常に上がっておりますので、各林業事業体でも、今後はどんどん伐って搬出していただけるということです。環境のことを考えると、伐採しすぎてもいけないのですが、ウッドショックという言葉が流行るぐらいに、木材の需給調整がなされてなかったことについて、我々業界としても大いに反省しなければならぬと思っております。そういうことで香川県でも、森林組合が協力して木材を搬出していこうという感じがあり、伐採方法などを工夫して木材の有効利用ができればと思っております。皆さんにも知っていただきたいと思い、資料を配布しました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>白井委員、何か御意見ございませんか。</p>
<p>白井委員</p>	<p>来年の4月に、さぬきおもちゃ美術館が丸亀町にできることになり、県産材や四国産材をたくさん利用して、子供が遊べるようになっていま</p>

白井委員	す。民間主導でNPO法人のわははネットさんがすることになっており、ここで紹介させていただいて、応援してあげて欲しいと思います。
樋口会長	勝浦委員、他にございませんか。
勝浦委員	資料 6 の保安林転用解除に関して、地球温暖化防止のため太陽光発電は新エネルギーで良いことですが、森林を開発して、太陽光発電を設置するというのはどうなのでしょう。どれぐらいの森林面積を利用し、これからどれぐらい増えていくのでしょうか。近所の畑で太陽光発電をしまして、荒地なので問題ないと思ったのですが、山の中だとなかなか私たちの目につくこともないので、実際どのようなものなのかと思います、お尋ねします。
事務局 (山津課長補佐)	御指摘いただいた太陽光発電を目的にした森林の開発に関して、現在保安林においては、太陽光発電を目的とした転用を認めたことはありません。また、1ha 以上の普通林において、林地開発で太陽光発電施設を開発の目的に含むものについては、現在開発中の現場において、7 件ございます。
勝浦委員	地域的な特色はありますか。
事務局 (山津課長補佐)	地域的には、特に傾向があるわけではないのですが、小豆島でもありますし、三木町や綾川町でもあります。全てが太陽光発電のみを目的とした開発ではなく、事業場の造成として一部平場ができた部分を利用した太陽光発電も多く見られます。全体の半分程度はそのような内容となっております。御指摘のように太陽光発電を目的に森林を開発する場合は、斜面における太陽光発電施設の設置に係る開発の基準、排水施設の能力や構造について、安全に行われるように令和 2 年の 3 月に県の開発の実施要領を改正しまして、従来よりも厳しく、太陽光発電施設の設置を目的とした開発について審査を行うというような規定にしております。
樋口会長	ありがとうございました。 石川委員さん、御意見ありますでしょうか。
石川委員	最初冒頭の部長のご挨拶にもあった通り、県民参加のみどりづくりも三本柱の一つであると言われたと思います。コロナ禍でなかなか難しいと思いますが、県民参加のみどりづくりについて何かイベントや予定等がありましたら、教えていただければと思います。
事務局 (竹本課長)	県民参加のみどりづくりについては、例えば、緑の少年団の活動やみどりの学校などで各種の講座を、県が独自に行ったり民間の方に支援したりしております。新型コロナウイルス感染拡大の影響で思うようにで

事務局 (竹本課長)	<p>きず、前半かなり中止しましたが、後半は小さい講座を県の新型コロナウイルス感染症に関するマニュアルに従って実施しております。今年度末に向けて小さい講座を数多くしたり、ボランティアの後継者を育てるために安全教育関係の講座を開催したり、指導者を育てるような講座もやっております。特にボランティアの後継者も、育てていきたいと思っており、そういった後継者育成も併せて県民参加のみどりづくりの中で取り組んでいきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願います。</p>
樋口会長	<p>コロナ禍で色々な行事の開催が難しいと思いますが、できる限り取り組んでほしいと思います。ありがとうございました。 栗田委員、御意見ございませんか。</p>
栗田委員	<p>森林環境譲与税についてですが、実施されて3年近くになりますので、一度現状等の声を聞いていただいて、見直すべきところは見直していただけたらと思いますので、よろしく願います。</p>
樋口会長	<p>宮本委員、何か御意見ございませんか。</p>
宮本委員	<p>やはり一番大事なことは、森林関係の担い手がいないということであり、特に中山間部は荒れてしまって、田畑か山か分からないようなところが非常にあるということであり、これからそういうところに、森林環境譲与税が使われるべきだと思っています。森林組合や財産区の基盤を強化していかないと、香川県の森林自体の根本的な解決にはならないのではないかと考えています。担い手もそうですし、森林組合の力をどんどん上げていって、色々な形で、事業ができるような体質に持っていくというのが大事だと考えており、そのための森林環境譲与税だと思っています。</p>
樋口会長	<p>竹内委員、御意見ございませんか。</p>
竹内委員	<p>先ほど、委員の皆さんから出された意見が、香川県の現状だと思いません。 国としてはまず、森林被害の関係については、東かがわ市でシカの被害が出ておりますので、森林組合連合会と一緒に囲い罠というものを設置してシカの捕獲をやっております。森林教育関係については、屋島の小学校へ、水源涵養の機能をモデルで説明した出前講座もやっております。国有林においても、色々頑張っておりますのでよろしく願いたします。</p>
樋口会長	<p>ありがとうございました。 他に、御意見ございましたら、挙手をお願いいたします。</p>

全委員	(意見なし)
樋口会長	特にないようでしたら、本日予定していた議事は全て終了いたしましたので、進行を司会にお返しします。
司会 (藤崎副課長)	以上をもちまして、香川県森林審議会を閉会します。 本日は長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。